

第2章

障害者による文化芸術活動を支える制度

日本国内における障害者による文化芸術活動は、長年にわたり、障害のある人自身や障害福祉施設の実践、企業などの支援といった民間の取組として活発に進められてきました。現在、そうした活動がますます盛んになる中で、法律や計画が定められ、行政による事業や取組が進められています。本章では、特に重要な法律や施策の特徴、障害者芸術文化活動支援センターの役割を押さえながら、活動に関わる際に求められる基本的な考え方や姿勢について考えていきましょう。

今、どんなことが起こっている？

●障害者文化芸術活動推進法ってどんな法律？

2018年6月、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(以下、障害者文化芸術活動推進法)が成立しました。この法律は、文化芸術基本法と障害者基本法の理念にのっとり、文化芸術活動を通じた障害のある人の個性と能力の発揮と、社会参加を図ることを目的としたものです。ここにある理念をふまえて、国や地方公共団体には基本的な施策に取り組むことが求められています。どのようなことが目指され、どんな施策が進められようとしているか確認します。

【基本理念】

- 文化芸術を創造したり、楽しんだりすることは人々の生まれながらの権利であることから、障害の有無に関係なく、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること
- 障害のある人による芸術上価値が高い作品などの創造に対する支援を強化すること
- 障害者による文化芸術活動に係る地域での作品などの発表、交流などを促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与すること

【基本的施策】

- ① 文化芸術の鑑賞の機会の拡大(9条)
- ② 文化芸術の創造の機会の拡大(10条)
- ③ 文化芸術の作品等の発表の機会の確保(11条)
- ④ 芸術上価値が高い作品等の評価等(12条)



- ⑤ 権利保護の推進(13条)
- ⑥ 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援(14条)
- ⑦ 文化芸術活動を通じた交流の促進(15条)
- ⑧ 相談体制の整備等(16条)
- ⑨ 人材の育成等(17条)
- ⑩ 情報の収集等(18条)
- ⑪ 関係者の連携協力(19条)



●障害者文化芸術活動推進基本計画で大事にされていること

障害者文化芸術活動推進法にもとづき、2019年に国によって策定されたのが「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」(以下、基本計画)です。障害者による文化芸術活動は、障害のある人の自己表現の場の創出といった個人の変化から、障害の有無に関わらない対等な関係を築く機会につながる、多様な人が関わることで共生社会の実現に寄与するといった地域・社会の変化まで、多くの可能性を秘めています。しかし、その推進にあたっては、活動の際に生じる制限や文化・福祉・教育など関連分野の縦割りなどの課題が指摘されています。ここでは、基本計画で掲げられた課題の解消に向けた方針について見てみましょう。

視点 1

アーティストを目指す人から日常の楽しみにしている人まで、すべての障害のある人が、何歳になっても、どこに住んでいても、ジャンルや活動、場の違いに関係なく文化芸術活動に参加できるように推進すること

視点 2

創造力や感性を育む、さまざまな人と関係を密にする、新たな生計を立てる手段を実現するといった文化芸術が持っている多様な価値を幅広く捉えて、その評価のあり方を固定せずに議論を続けていくこと

視点 3

文化芸術活動は学校や福祉・文化施設、行政などさまざまな人や組織が関わるものであり、関係者が円滑に活動できる連携体制やネットワークを地域に整備すること

障害者文化芸術活動推進法や基本計画では、文化芸術を創造し、楽しむことは一部の愛好家のためのものではなく、すべての人の生まれながらに持つ権利として位置づけられています。また、活動を推進するために、鑑賞・創造・発表機会の確保・拡大から、権利保護、活動を支援する人材の育成まで、さまざまなアプローチが期待されています。それに加えて、国、地方公共団体、関連機関が連携して必要な取組を行う体制やネットワークも大切にされています。なお、地方公共団体においても障害者による文化芸術活動推進計画の策定が努力義務とされており、全国各地の実情に応じた取組が期待されているのです。

●知っておきたい！障害者芸術文化活動支援センターの役割

2017年度から始まった厚生労働省の「障害者芸術文化活動普及支援事業」は、障害者による文化芸術活動を推進する施策の一つです。この事業では、都道府県ごとに障害者芸術文化活動支援センター（支援センター）を設置し、各地域において障害のある人が文化芸術を楽しみ、活動が行えるようにサポートしています。

支援センターは、地域の個人や組織、企業、行政などに対し、相談や担い手の育成、人材の仲介、運営の問題解決などを行う中間支援の役割を担っています。

2021年度は37都府県に設置されており、そのほか、支援センターが設置されていない都道府県をサポートし、広域的なブロックの単位で支援センターをサポートする障害者芸術文化活動広域支援センター（広域センター、全国7か所）、全国の支援センターや広域センターの活動支援を行う連携事務局（全国2か所）があります。

【支援センターの主な事業内容】

相談支援

創作や発表の支援方法から関係機関・専門家の紹介まで、活動にまつわるあらゆる相談に応じ、問題解決に導きます。



障害福祉施設への訪問アドバイス（福岡県障がい者文化芸術活動支援センター FACT）

人材育成

研修や現場体験などを通じて、文化や福祉、教育といった多様な分野で活動の支援を行う担い手のスキルアップを図ります。



見えない・聞こえないなどの状態を体験するワークショップ（新潟県障害者芸術文化活動支援センター）

ネットワークづくり

障害のある人や活動を支える担い手、行政、地域住民、企業など関係者とネットワークを築き、活動の質の向上に取り組みます。



障害のある人の舞台芸術活動に取り組む関係者によるミーティング（アール・ブリュットインフォメーション&サポートセンター）

機会創出

公募型の展覧会や誰もが参加できるワークショップ、舞台公演などの開催を通じて、文化芸術に触れる機会と交流を生み出します。



障がい者芸術文化祭（美術分野）の取組の様子（愛媛県障がい者アートサポートセンター）

情報発信

展覧会やワークショップ、講座などのイベント情報、地域の文化芸術活動や作家といった情報を収集・発信します。



文化施設や展覧会、ワークショップなどの情報をまとめた情報誌の発行（障害者芸術活動支援センター@宮城 SOUP）



支援センターと行政の連携体制の最前線

障害者による文化芸術活動の支援を充実していくためには、福祉と文化の分野や民間と行政の連携、多様な関係者との体制構築が不可欠です。しかし、これまで交わることの少なかった部署や関係者との連携は簡単ではありません。全国の支援センターではどのような工夫が行われているのか見てみましょう。

①岐阜県障がい者芸術文化支援センター（TASC ぎふ）

センターの基本情報

実施団体：公益財団法人 岐阜県教育文化財団

担当部局：岐阜県健康福祉部障害福祉課社会参加推進係

センターの職員数：8名（県駐在職員1名含む）

連携の特徴

支援センターには県内の特別支援学校から1名（教諭）が派遣され、また県障害福祉課から1名駐在しており、一緒に業務に携わることで、文化芸術活動の実践の場である文化施設、支援センター、行政、学校の垣根を超えた関わりがつけられています。

大事にしていること

文化芸術にとっては、作品や演奏など目に見えるものだけでなく、目に見えないものも重要です。表現されたものにも価値はあるけれど、表現すること自体が生きることにつながり、それに優劣はありません。障害のある人が社会参加する一つ的手段として文化芸術を用いることで、社会とつながりやすくなると考えています。

推進に向けたアクション

相談員研修などで受講者に「面白そうなことをやっている人がいたら教えて」と伝えています。問題行動と思えることも文化芸術の視点で見ると捉え方が変わり、「ふだんの支援が楽になった」という感想をもらうこともあります。障害のある人ではなく、周囲の人が変わることが大事です。

②おおいた障がい者芸術文化支援センター

センターの基本情報

実施団体：公益財団法人 大分県芸術文化スポーツ振興財団

担当部局：大分県福祉保健部障害者社会参加推進室

センターの職員数：4名

連携の特徴

財団の横のつながりを生かして美術館教育普及課やホール担当課と協働した主催事業を行うほか、県の文化担当課や企業、自治体などによる主体的な障害者支援の取組に協力しています。今後は事業計画の段階から関係機関に情報共有や相談ができる体制を築くことを目指しています。

大事にしていること

文化芸術活動は、障害のある人もない人もともに交流する機会を生み、障害のある人の更なる社会参加を促進させる方法の一つと捉えています。障害の有無に捉われることなく、幅広い県民の方々に文化芸術活動を楽しんでもらえるよう、アトリエ活動などのさまざまな取組を行っています。

推進に向けたアクション

活動への理解は進んだ一方で、県内の自治体や障害福祉施設による新しい取組はまだまだ十分ではありません。財源不足や人材不足といった課題解決につながるよう、相談内容に応じて助成金に関する情報提供を行ったり、人材育成を目的としたセミナーの開催を行ったりしています。

③宮崎県障がい者芸術文化支援センター

センターの基本情報

実施団体：社会福祉法人ゆくり（アートステーションどんこや）

担当部局：宮崎県総合政策部みやざき文化振興課

センターの職員数：1名

連携の特徴

文化芸術の振興を目的に助成プログラムや政策提言に取り組むアーツカウンシルみやざきと連携して事業の組み立てなどを実施しており、担当課を含めた三者で目的や目標の共有から、次年度計画の相談まで日常的なコミュニケーションを大切にしながら行っています。

大事にしていること

文化芸術は生きていくために必要なことです。その一方で障害福祉施設ごとに文化芸術活動に取り組む目的が余暇活動であったり、工賃向上の手段であったりと異なります。そのため、広げていくときには、そうした福祉の現場の思いをくみ取り、目的に寄り添うことを大切にしています。

推進に向けたアクション

さまざまな事業やワークショップに参加する、思いの似た障害福祉施設同士をつないで宮崎全体にネットワークをつくろうとしています。この事業を続けていくこと、また表現できる場を宮崎に増やしていくことが大事と考えています。

それぞれの支援センターの置かれた環境や資源はさまざまですが、共通しているのは、支援センター職員と行政職員が事業実施のプロセスを共有し、現場に足を運びながら、目標・目的の確認や事業改善に取り組んでいるところです。障害者による文化芸術活動の魅力や今後の支援のヒントをしっかりとつかむためにも積極的に現場に出かけてみましょう。

(ま と め)

- 近年、障害者による文化芸術活動がますます盛んになる中で、さらに活動を推進するため、障害者文化芸術活動推進法や障害者文化芸術活動推進基本計画が定められた。
- この法律や計画において文化芸術を楽しんだり創造したりすることは、一部の愛好家のためのものではなく、人々が生まれながらに持つ権利として位置づけられており、障害者による文化芸術活動の推進は、障害のある人や家族、周囲の人のみならず、地域や社会にとって意義あるものとされている。
- 法律においては、鑑賞・創造・発表機会の確保・拡大、評価のための環境整備、権利保護、人材育成などのさまざまなアプローチが期待されており、国や地方公共団体は、これらの必要な取組を行うこととされている。
- 障害者による文化芸術活動の推進のためには、行政の担当部局や支援センターだけではなく、それぞれの地域や自治体の特性に応じて、担当以外の複数の部局や関係組織と協働・連携しながら支援体制をつくり上げていくことが重要である。



問い

- あなたの自治体では、障害者による文化芸術活動の目的や目指す姿がどのように定められていますか？ 障害福祉や文化芸術に関する条例、計画や支援センターの取組などを確認してみましょう。

